

1. 屋外広告物申請必要様式一覧表

○…必ず添付するもの △…必要になった場合に添付するもの

	新規	変更	継続
第1号様式及び別紙（表・裏） 屋外広告物許可申請書及び別紙（表・裏） ○新規申請・変更申請・継続申請 共通様式	○	○	○
第2号様式 屋外広告物自己点検報告書 ○報告者欄＝申請者としてください。 ○広告塔、広告板、アーチ等の場合に必要	△※1	○	○
第3号様式 屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書 ○車体利用広告物申請に使用	○	○	
第5号様式 屋外広告物管理者設置届 ○屋外広告物管理者を設置していなかった案件 について設置することになった際に使用 ○新規申請の場合は申請書6の欄に記入する ことでこの設置届は不要となります。		△	△
第6号様式 屋外広告物広告主等変更届 ○前回申請時より広告主の項目に変更があった 場合に必要（住所のみ・代表者名のみの変更 でも必要）		△	△
第7号様式 屋外広告物管理者変更届 ○前回申請時より管理者の項目に変更があった 場合に必要（住所、氏名若しくは電話番号を 変更した場合でも必要）		△	△
第8号様式 屋外広告物除却届 ○広告物を除却した際に提出する様式		○	△

※1 すでにある工作物を使用して広告物を新規で設置する場合は必要です。

☆上記に記載した様式に関しては、令和3年4月1日から押印は不要となりました。

ただし、委任状(任意様式)・承諾書(任意様式)については了承の確認が必要等の理由から従来どおり朱肉での押印をいただき、原本の提出が必要です。

2. 添付書類一覧表（車体利用広告を除く）

○…必ず添付するもの △…必要になった場合に添付するもの

		新規	変更	継続
付近案内図		○	○	○
配置図		○	△	
デザイン図（意匠図）		○	○	
マンセル値を表示した意匠図※1		△	△	
面積計算表		△	△	△
建築物に関する図面 （広告物の設置場所 によって異なりま す）	屋上平面図	△	△	
	断面図	△	△	
	立面図	△	△	
	取付詳細図	○	○	
管理者の資格証明書(写)		△	△	△
施工者の屋外広告業登録通知書(写)		○	○	△
承諾書（※所有者の印が必要） 又は土地・建築物等の契約書※2		△	△	△
委任状（※申請者の印が必要）※3		△	△	△
自己点検報告書		△	○	○
設置している広告物のカラー写真 （3ヶ月以内に撮影したもの）		△	○	○

※1 六義園の周囲の区域で、地盤面から20m以上の空間に該当する場合は必要です。

※2 他人の場所等を借りて広告物を掲出する場合は必要です。

※3 広告主が申請手続を他人に委任する場合は必要です。

付近案内図

- ・主要道、鉄道駅、付近の目標等が表示されているもの
- ・対象敷地が特定できるもの

配置図

- ・広告物と建築物、広告物と道路境界線との関係が分かるもの
- ・用途地域や禁止区域等の判別に有効なもの
（複数の用途に跨る場合はその境界を表示すること）
- ・変更申請の際に、広告物等の設置位置の変更がある場合は必要です。
- ・首都高速道路の道路境界線から両側50m以内にある場合には、距離を表示するとともに立面図に首都高速道路の路面高さ及び路面高+1.5mの位置を表示してください。
- ・六義園の周囲の区域で、地盤面から20m以上の空間に該当する場合は立面図に広告物ま

での高さを表示してください。

デザイン図（意匠図）

- ・彩色されたもの、広告物の規格や材質、取付方法を記入してください。
- ・六義園の周囲の区域で、地盤面から 20m 以上の空間に該当する場合はマンセル値を記入してください。

面積計算表(任意様式:広告物ごとの番号、表示内容・縦・横・面数・面積を記入した一覧表)

- ・申請書の『4 広告物の規模』に記入しきれない場合に必要です。添付する図面及び写真と一致するように番号を入れてください。

建築物に関する図面（屋上平面図・断面図・立面図・取付詳細図）

- ・建築物に設置される広告物について、それぞれの規格に適合していることが確認できる図面（広告物の位置、高さ等、寸法、壁面面積、建築物の高さが分かるもの）が必要です。
- ・建築物の立面図：既存の広告物も含め、広告物と建物の関係（設置点等）がわかるもの、広告物の位置、面積、設置高さ、建築物一壁面ごとの面積がわかるもの並びに建築物の高さがわかるもの
- ・屋上平面図、断面図：広告物の設置位置がわかるもの、広告物の取付け・施工・構造がわかるもの

管理者の資格証明書(写)

- ・新規申請で管理者の設置義務がある広告物及び管理者の変更が生じた場合に必要です。

施工者の屋外広告業登録通知書(写)

- ・施工を伴った時(新規・変更・継続時の一部意匠変更)に必要です。
- ・東京都知事の登録を受けたもの(都以外の登録は不可)

承諾書（※所有者の印が必要）又は土地・建築物等の契約書

- ・他人の所有地、建築物等に広告物を設置する場合に必要です。
- ・所有者の印が必要(直接押印されたもの)。コピーや印刷は不可)
- ・看板設置契約書、賃貸借契約書の写しでも可
- ・承諾年月日を記入してください。

※契約書の写しの場合は、契約年月日、契約期間、物件の住所、貸主・借主の住所氏名印鑑を確認のうえ、申請時点で有効なものをご提出ください。

委任状（※申請者の印が必要）

- ・申請者が手続きを第三者に委任する場合に必要です。
- ・申請者の印が必要（直接押印されたもの）。コピーや印刷は不可）
- ・委任年月日を記入してください。

自己点検報告書

☆必ず日付の記入が必要です。

- ・申請前（許可期間満了の日の3月前から10日前まで）に管理者等が点検したもの
- ・新規申請であっても、既存の広告物、工作物等を利用する場合や期限切れ案件の再申請の場合、安全確認のため必要です。

設置している広告物のカラー写真

- ・申請前（許可期間満了の日の3月前から10日前まで）に撮影したもの。
- ・自己点検を伴う場合に必要です。また、近隣商業地域及び商業地域内の高さが10mを超える建築物に広告を表示する場合は、既存の広告物を含めたカラー写真が必要です。
- ・表示内容、設置の状況が明確に判別できるもの
- ・複数の広告物がある場合はそれぞれの広告物が確認できるように面積計算表、デザイン図、建築物に関する図面、広告物のカラー写真が一致するように番号を入れてください。

3. 添付書類一覧表（車体利用広告）

○…必ず添付するもの △…必要になった場合に添付するもの

	新規	変更	継続
デザイン図（意匠図）	○	○	
仕様書	○	○	
車体の寸法図	○	○	
使用車両一覧	○	○	○
路線図	△	△	△
承諾書（※所有者の印が必要） 又は契約書※1	△	△	△
委任状（※申請者の印が必要）※2	△	△	△
設置している広告物のカラー写真 （3ヶ月以内に撮影したもの）	△	○	○

※1 他人車両を借りて広告物を掲出する場合は必要です。

※2 広告主が申請手続を他人に委任する場合は必要です。

デザイン図（意匠図）

- ・彩色されたもので「車体利用広告デザイン審査委員会」等の審査済印があるもの

仕様書

- ・広告物の規格や材質等、できるだけ詳細なもの

車体の寸法図

- ・広告物と車体の関係（設置点等）がわかるもの
- ・車体及び広告物の面積確認に有効なもの

使用車両一覧

- ・広告物を取り付けている車両の特定に有効なもの（車検証の写し等）

路線図

- ・バス及び電車の車体を利用する場合

設置している広告物のカラー写真

- ・申請前（許可期間満了の日の3月前から10日前まで）に撮影したもの。
- ・広告物と車体全景との関係がわかるもの

承諾書（※所有者の印が必要）又は車両の契約書

- ・他人の所有する車両に広告物を掲出する場合に必要です。
- ・所有者の印が必要（直接押印されたもの）。コピーや印刷は不可
- ・設置契約書の写しでも可
- ・承諾年月日を記入してください。
※契約書の写しの場合は、契約年月日、契約期間、契約車両の車両番号、貸主・借主の住所氏名印鑑を確認のうえ、申請時点で有効なものをご提出ください。

委任状（※申請者の印が必要）

- ・申請者が手続きを第三者に委任する場合に必要です。
- ・申請者の印が必要（直接押印されたもの）。コピーや印刷は不可
- ・委任年月日を記入してください。

4. 郵送希望の場合 納付書・許可書・申請書副本返送用封筒

納付書送付用

- ・84円切手を添付（普通郵便）+納付書の送付先を記入した長3封筒（横120mm×縦235mm）
（2024年秋に84円から110円に改定予定）
※納付書が複数枚にわたる場合は84円で足りない場合もあります。

許可書送付用

- ・簡易書留（封筒+切手）の場合
重量分切手に簡易書留料金の切手を添付+送付先を記入したA4書類が入る封筒
- ・レターパックの場合
レターパックライトに送付先を記入してください。

☆新規申請・変更申請の場合は申請前に書類確認を行っています。

申請前の書類確認は、占用グループ（電話 03-4566-2672）までお電話いただければ、メール（Email:A0023206@city.toshima.lg.jp）等でも対応可能です。

申請前の書類確認を受けずに郵送で申請された場合で、必要な書類等が不足していたときや図面等に間違いがあった場合は郵送にて申請書をご返送することになります。

また、窓口で申請された場合でも、必要な書類等が不足していたときや図面等に間違いがあった場合も申請を受け付けることはできなくなりますので、申請前の確認をお願いいたします。